

## 指定管理者選定における外部委員導入の試行について

### 1. 外部委員導入の目的

現在、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」等の改訂作業を進めており、指定管理者の選定に際し、更に客観性・透明性の確保を図るため、外部委員を導入する。

### 2. 外部委員の導入試行施設（9月実施予定）

	施設名	施設所管部・課
1	総合区民会館	文化スポーツ振興部 文化観光課
2	総合体育館・戸越体育館	文化スポーツ振興部 スポーツ推進課
3	家庭あんしんセンター	子ども未来部 子育て応援課
4	ぷりすくーる西五反田	子ども未来部 保育課
5	平塚橋特別養護老人ホーム	福祉部 高齢者福祉課
6	大崎在宅サービスセンター	福祉部 高齢者福祉課
7	八潮南認知症高齢者グループホーム	福祉部 高齢者福祉課
8	平塚橋高齢者多世代交流支援施設	福祉部 高齢者地域支援課
9	東品川わかくさ荘	福祉部 高齢者地域支援課
10	西大井福祉園	福祉部 障害者福祉課
11	北品川つばさの家	福祉部 障害者福祉課

### 3. 実施体制および手法

- (1) 選定委員会は外部委員2名を加えた構成とする。
- (2) 外部委員は施設の運営に識見を有する者等より選任する。
- (3) 委員長は企画部長等所管部長以外の部長とする。

### 4. 今後の進め方について

試行実施により得られた成果および課題等を、「品川区指定管理者制度活用にかかる基本方針」等改訂案に反映させ、効果的かつ効率的な運用が可能な制度設計を行う。